

調 査 の 概 要

この調査は、統計法による基幹統計として昭和23年から実施しているもので、平成22年度の本県の調査概要は次のとおりである。

1 調 査 の 目 的

学校に関する基本的事項を調査し、学校教育行政上の基礎資料を得ることを目的とする。

2 調 査 の 期 日

平成22年5月1日現在

ただし、卒業後の状況調査は、平成22年3月に卒業した者の平成22年5月1日現在の状況である。

3 調 査 の 対 象

- (1) 学校教育法第1条に定める幼稚園、小学校、中学校、高等学校、及び特別支援学校
- (2) 同法第124条に定める専修学校
- (3) 同法第134条に定める各種学校
- (4) 同法第18条（就学義務の猶予及び免除）の学齢児童及び生徒

4 百 分 率 の 数 値

小数点2位の四捨五入により処理しているため、合計が100とならない場合がある。

利用者のために

用語の解釈

- 1 **教員**とは、校長、園長、副校長、副園長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭及び講師を総称したものである。
- 2 **職員**とは、教員以外の学校職員を総称し、事務職員、学校図書館事務員、養護職員、学校栄養職員、学校給食調理従業員、用務員、警備員、その他の職員をいう。
- 3 **単式学級**とは、同学年の児童又は生徒のみで編成されている学級をいう。
- 4 **複式学級**とは、2以上の学年の児童・生徒で編成されている学級をいう。
- 5 **特別支援学級**とは、学校教育法第81条第2項各号に該当する児童・生徒（知的障害者・肢体不自由者、病弱・身体虚弱者、弱視者、難聴者、言語障害者、自閉症・情緒障害者）で編成されている学級をいう。
- 6 **長期欠席者**とは、平成22年3月31日現在の在学者のうち、平成21年4月1日から平成22年3月31日までの1年間に連続又は断続して30日以上欠席した児童・生徒をいう。
- 7 **就学免除者及び就学猶予者**とは、市町村教育委員会が就学の免除又は猶予の処置を行った者をいう。
- 8 **年齢区分**は、平成22年4月1日現在の満年齢である。
- 9 統計表中「－」は該当のないものを、「0.0」は計算が表示単位未満を示している。
- 10 本調査では、国立学校については文部科学省が直接調査を実施するが、本年も国立の幼稚園、小・中学校及び特別支学校の数値を含めて掲載した。
- 11 日高村・佐川町学校組合立加茂小学校及び加茂中学校は、学校の所在地のある日高村に計上し、本山町土佐町学校組合立嶺北中学校は、同じく学校の所在地のある本山町に計上した。